

鴨谷野球場利用料（2時間単位）

A面(2/3面)	一般	生徒等	B面(1/3面)	一般	生徒等	全面	一般	生徒等
	2,030	1,010		1,220	610		3,250	1,620

備考

- (1) この表において、「生徒等」とは、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。
 - (ア) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合
 - (イ) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
 - (ウ) 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学するものが学校教育活動において使用する場合
- (2) 許可を得て、開場時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、当該使用区分に係る金額の1時間相当額（10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。）を徴収する。
- (3) 高校生以上が硬式野球で利用する場合は、全面での利用とする。

荒山テニスコート専用（団体）利用料

区分		7:00～ 8:00	8:00～ 9:00	9:00～ 11:00	11:00～ 13:00	13:00～ 15:00	15:00～ 17:00	17:00～ 18:00	17:00～ 19:00
1面	一般	610	610	1,220	1,220	1,220	1,220	610	1,220
	生徒等	305	305	610	610	610	610	305	610

共用（個人）利用料

区分	利用料金 (円)
1人 2時間	110

備考

- (1) この表において、「生徒等」とは、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。
 - (ア) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合
 - (イ) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
 - (ウ) 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学するものが学校教育活動において使用する場合
- (2) 許可を得て、開場時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、当該使用区分に係る金額の1時間相当額（10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。）を徴収する。
- (3) 利用料金の17:00～18:00の区分については、4月及び9月における使用に限り適用する。